

京都市告示第541号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和4年1月25日

京都市長 門川 大作

目次中「第29条」を「第30条」に、第1条第1号中「道路の構造からみて、」を「道路の構造から見て、」に、第3条第3号中「そのつど定める。」を「その都度定める。」に、第5条の2第7号中「負荷のかからない方法」を「負荷の掛からない方法」に、第8条第1号中「適切な措置がとれ、」を「適切な措置が採れ、」に改める。

第30条中「歩行者利便増進施設等の占用については、」の右に「京都市歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域の指定並びに道路占用に係る要綱」(令和4年1月20日建設局長決定)第3条第2号、第4条、第6条、第8条の規定によるものとし、当該規定に定めのない事項については、」を加える。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)